

受付印	令和 年 月 日	整理番号	事務所	管理番号	申告区分
	法人番号	申告年月日	年 月 日		
所在地 <small>（本籍が支店等の場合は本籍の所在地を併記）</small>	事業種目		前期未現在の資本金の額又は出資金の額		
（ふりがな）	（電話）		前期未現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額		
法人名	代表者名		前期末現在の資本金等の額		
（ふりがな）	（ふりがな）		前期末現在の資本金等の額		
代表者氏名	経理責任者氏名		前期末現在の資本金等の額		

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度又は前連結事業年度の道府県民税の予定申告書

事業税				道府県民税									
前事業年度の事業税額 (41)の金額	18	兆	十億	百万	千	円	前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 (17)の金額	1	兆	十億	百万	千	円
所得割額 (42×前事業年度の月数)	19					00	予定申告税額 (1)×前事業年度又は前連結事業年度の月数	2					00
付加価値割額 (43×前事業年度の月数)	20					00	この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	3					00
資本割額 (44×前事業年度の月数)	21					00	この申告により納付すべき法人税割額 (2)－(3)	4					00
収入割額 (45×前事業年度の月数)	22					00	均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数	5					月
特別法人税 前事業年度の特別法人事業税額 (51)	23					00	円×(5) / 12	6					00
特別法人税 特別法人事業税額 (23×前事業年度の月数)	24					00	この申告により納付すべき道府県民税額 (4)＋(6)	7					00
予定申告税額 (19)＋(20)＋(21)＋(22)＋(24)	25					00	前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細 (特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等)課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	8					円
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額	26					00	法人税割額	9					
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額 (25)－(26)	27					00	道府県民税の特定寄附金税額控除額	10					
前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細								外国の法人税等の額の控除額	12				
摘要	課税標準	税率 (100)	税額						仮装経理に基づく法人税割額の控除額	13			
所得割	所得金額総額 (28)	兆	十億	百万	千	円	道府県民税の特定寄附金税額控除額	14					
所得割	所得金額 (29)					円	外国の法人税等の額の控除額	15					
付加価値割	付加価値総額 (30)					円	仮装経理に基づく法人税割額の控除額	16					
付加価値割	付加価値額 (31)					円	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	17					
資本割	資本金等の額総額 (32)					円	納付すべき法人税割額 (9)－(10)－(11)－(12)－(13)－(14)	18					
資本割	資本金等の額 (33)					円	この申告の期間	19					
収入割	収入金額総額 (34)					円	前事業年度又は前連結事業年度の期間	20					
収入割	収入金額 (35)					円	備考	21					
合計事業税額 (29)＋(31)＋(33)＋(35)	36						関与税理士名	22					
平成28年改正法附則第5条の控除額	37						署	23					
事業税の特定寄附金税額控除額	38						(電話)	24					
仮装経理に基づく事業税額の控除額	39							25					
租税条約の実施に係る事業税額の控除額	40							26					
納付すべき事業税額 (36)－(37)－(38)－(39)－(40)	41							27					
(41)の内訳	所得割 (42)	兆	十億	百万	千	円	付加価値割 (43)	28					
所得割	所得割 (42)					円	収入割 (45)	29					
資本割	資本割 (44)					円	摘要	30					
収入割	収入割 (45)					円	課税標準	31					
合計特別法人事業税額 (46)＋(47)	48					00	税率 (100)	32					
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額	49					00	税額	33					
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	50					00	所得割に係る特別法人事業税額 (46)	34					
納付すべき特別法人事業税額 (48)－(49)－(50)	51					00	収入割に係る特別法人事業税額 (47)	35					